

【事案Ⅱ－7】入院・手術共済金請求

・ 平成 26 年 12 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、平成 25 年 8 月に生命共済契約の申込みにあたり、窓口担当者に通院していることを告げて契約をした。

平成 25 年 11 月に左大腿部腫瘍摘出術を行い入院し、入院共済金及び手術共済金を請求したところ、共済団体は、医師より手術をすすめられている事実および医師による診察を受けた事実を、本件共済契約加入申込書に記載しなかったとして、共済契約を解除、共済金の支払対象外であるとしたため、これを不服として申立てがなされたものである。

<申立人の主張>

手術共済金 6 万円および入院共済金 6 万円の計 12 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 共済金請求後、共済団体から契約加入申込時に必要な申告がされていないため、共済金の支払対象外および契約解除および解除に伴う共済掛金の返還はできない旨、通知がなされた。
- (2) 契約加入申込時に窓口担当者には通院している旨を伝えていたが、その場合には加入できないとの説明がなく、申込書記入時には話しながらであったため、どう書いたか記憶にない。
- (3) 共済団体に改めて問い合わせたところ、契約加入前から通院している場合は加入できなかったと言われた。申込時に通院していることを窓口担当者に話してあると説明したものの、そのような申告はされていないと言われた。窓口担当者に聞いたすと、手術後に通院等の事実を初めて知ったと言い、らちが明かない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 窓口加入による手続きの場合、契約者に対してパンフレット等にもとづき、共済契約の加入および共済金に関する重要事項について説明をおこなっている。申立人は加入手続き時に「窓口担当者に通院している事実を話してある」と申し出ているが、そのような事実はない。また、通院をしている旨を聴取した場合は必ず加入申込書に記載するよう案内しており、傷病名によっては加入を断っている。
- (2) 加入経過より、申立人は手術保障がない契約タイプから手術保障がある契約タイプを変更しているが、その事実から契約申込み時点ですでに手術を行うことが決定されていたものと思料され、事実を隠蔽して共済金取得目的で加入したのではない

かとの疑いを持たざるを得ない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 本件共済契約の加入申込書では、契約者が回答する重要な事項として11の質問項目を設けており、その中に「現在、医師より検査・治療・入院・手術をすすめられている（今後、予定がある場合を含む）。または現在、治療中・経過観察中である。」および「最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬・指導を受けたことがある。」との項目がある。

(2) 申立人は、A病院にて平成25年5月より、数回にわたり左大腿部腫瘍につき通院していたこと、当該病院については前医より手術目的で紹介されたことが認められる。これらの事実は、前記質問項目に当たる重要な事実であって、申立人にはこれらの事実を共済団体に告知する義務があったものと認めるのが相当である。

(3) 申立人は、本件共済契約の締結時、窓口担当者に左大腿部腫瘍につき通院している旨告知したと主張する。しかしながら、告知は受領権を与えられた者に対して行わなければならない、窓口担当者には告知受領権は与えられていないというべきである。共済団体においては、窓口担当者に重要な事実が告知された場合には、申込書への記載を勧める実務がなされているところ、申立人が窓口担当者に対して、前項の重要な事実を告げたと認めるに足る証拠はない。

また、申立人は、本件加入申込書に前記重要な事実を記載して告知をすることができたにもかかわらず、その旨を記載しなかった。本件共済契約の締結時に申立人が重要な事実を加入申込書に記載をしなかったことが、積極的に告知をしなかったのか、告知のための記載をすべきことを知らなかったのかは、必ずしも明らかではないが、申立人は、加入申込書において重要な事項を告知しなかったことが認められる。

そうすると、本件共済契約の締結にあたり、申立人には、重要な事実を共済団体に告知しなかったことにつき、少なくとも重大な過失があったものといわざるを得ない。

(4) 共済団体が定める約款・事業規約において、共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約の種類を変更して更新した当時、故意または重大な過失により、告知事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、共済団体は、将来に向かって共済契約を解除することができる旨定められている。共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生の後になされたときであっても、解除されたときまでに発生した共済事故に係る共済金を支払わない旨定められている。

(5) 以上によれば、本件共済契約は、約款・事業規約に基づき、平成 26 年 1 月付けで申立人に対して送付された解除通知をもってなされた共済団体の解除の意思表示により、有効に解除されたものと解すべきである。したがって、申立人の共済団体に対する本件請求は理由がないからこれを棄却する。